













て記載し、又はその主たる種類別の金額を注記する。

第十四条 削除

第十五条 損益計算書の様式は、別表第一号表の例に、損益表第十号表の例による。

第三章 利益金処分計算書又は損失金処理計算書

第二十一条 利益金処分計算書に記載する利益金処分の内容は、

一、当期利益金額

二、配当金

三、役員賞与金

四、任意積立金

五、その他

六、繰越利益金

利益金の処分は、前項の利益金の処分方法に準じて、

当分の利益金に充て、剰余金を算出し、

剰余金の処分は、剰余金の処分方法に準じて、

剰余金の処分は、剰余金の処分方法に準じて、

剰余金の処分は、剰余金の処分方法に準じて、

剰余金の処分は、剰余金の処分方法に準じて、

剰余金の処分は、剰余金の処分方法に準じて、

剰余金の処分は、剰余金の処分方法に準じて、

剰余金の処分は、剰余金の処分方法に準じて、

第二十一条 損失金処分計算書に記載する損失金処分の内容は、

一、損失金

二、繰越損失金

三、繰越利益金

四、繰越剰余金

五、繰越負債

六、繰越資産

七、繰越負債

八、繰越資産

九、繰越負債

十、繰越資産

十一、繰越負債

十二、繰越資産

十三、繰越負債

十四、繰越資産

十五、繰越負債

十六、繰越資産

十七、繰越負債

十八、繰越資産

十九、繰越負債

二十、繰越資産

二十一、繰越負債

二十二、繰越資産

二十三、繰越負債

二十四、繰越資産

二十五、繰越負債

二十六、繰越資産

二十七、繰越負債

二十八、繰越資産

二十九、繰越負債

三十、繰越資産

三十一、繰越負債











四 資に 産対当 該事業 業の付年 度末及 び直前 場の業 合れ年 度の未 関係業 におけ る関係 会社明 細

五 表 該事業 業のそ年 度末及 び直前 場の業 合れ年 度の未 関係業 におけ る関係 会社明 細

六 金の計 額の百 分の一 以下前 場の業 合れ年 度の未 関係業 におけ る関係 会社明 細

七 借入金の 及び借 入金の 合計額 千分五 以下前 場の業 合れ年 度の未 関係業 におけ る関係 会社明 細

七 当該事 業のそ 年度末 及び直 前場の 業合れ 年度の 未関係 業にお ける関 係会社 明細

第十條、 前條の 旨を規 定にす る。附 属明細 表の記 載を省 略した 場